

赤穂市民病院の経営改革について(方針)

1. 公立病院として維持

赤穂市民病院は、今後も地域医療を維持し、市民、住民の健康と命とを守る砦として、公立病院として維持します。

2. 経営形態の見直し

赤穂市民病院は、医師・看護師等医療従事者の確保が難しく、コロナ禍後、患者、利用者が著しく減少しており、今後、経営状態は、より一層厳しくなってくるものと見込まれます。

また、地域においても必要な医療福祉サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、抜本的な病院事業等の経営改革は避けて通れない課題であり、この間、経営形態の見直しについて検討してきました。

その結果、医師等医療従事者の確保、民間手法による効率的な経営、政策医療の確保などを総合的に勘案し、指定管理者制度を導入することとしました。

3. 指定管理者制度の導入

赤穂市を含む地域医療を維持し、引き続き安全安心な医療を提供するため、地域の医療法人を指定管理者とし、民間ノウハウによる経営改善を図ります。

(1) 基本方針

地域の施設・設備、診療・病床機能や医療従事者など限られた医療資源を集約化し、最大限効果的・効率的な活用を図ることで、医療従事者を確保するとともに、現状の地域の医療提供体制・医療水準の維持を目指します。

(2) 指定管理者導入時期

令和9年4月1日(予定)

4. 市民説明会の開催

赤穂市民病院の経営形態の見直しについては、市民の理解を得ることが最も重要であるため、市民説明会を開催し、市民に丁寧に説明を行います。